

三重県立図書館資料収集方針

平成6年4月1日制定

平成24年4月1日全部改正

平成28年12月1日一部改正

令和元年10月1日一部改正

(目的)

この収集方針は、三重県立図書館における一般利用に供する資料の収集に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

1 基本方針

1-1 資料の収集にあたっては、「図書館法」及び「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択）の精神を尊重する。

1-2 三重県内の公共図書館ネットワークを前提に、県立図書館としての機能を重視した資料収集に努める。

1-3 資料の収集は、図書、逐次刊行物等の印刷資料のほかに、マイクロ資料、映像・音声資料、電子資料も収集範囲とする。ネットワーク系資料については、その利用環境を整備することとする。

1-4 リクエストについては、県内市町図書館等を通じてのものを優先する。利用者からの直接のリクエストについては、収集の参考とする。

1-5 資料の選定は、資料選定委員会（「三重県立図書館資料選定委員会設置要綱」）において行う。

1-6 収集する資料は、原則として1点とする。ただし、利用形態等を考慮し複数部収集することもできる。また、地域資料については別に定める。

2 収集方法

2-1 資料の収集は、購入資料を中心に、寄贈、交換等の方法による。入手困難な資料については、複製による収集も行なう。

2-2 県内市町図書館等の除籍資料については、保存図書館の役割という観点から、必要なものの受入を行なう。

3 資料収集選択基準

資料の収集選択にあたっては、以下のツール及びリクエスト制度を活用する。

ア) 週刊単位の新刊情報誌

イ) 出版カタログ、パンフレット、内容見本、目録等の各種出版案内

ウ) 新聞書評等各種出版情報

エ) 出版社、取次店等からの現物見計らい

オ) 県内市町図書館等及び利用者からのリクエスト

3-1 一般図書

ア) 各分野にわたり、基本的な図書、専門書、学術書、レファレンス用図書、参考図書類を重点的に収集する。各分野で受賞の対象となった図書も重点的に収集する。

イ) 県内市町図書館等において収集困難なもので、かつ要求のある図書について、リクエスト制

度を介して重点的に収集する。

ウ) 地域資料としない地域出身者の著作、準地域に該当する図書は、一般図書として積極的に収集する。あわせて当該資料については、地域と関連づける二次資料等の作成に努める。

エ) 趣味、娯楽に資する図書は、県内図書館の所蔵状況を確認のうえ厳選して収集する。文学作品等については、定本を重視する。

オ) 学習参考書、各種試験問題集、漫画本及び形態上利用保存に適さないものは原則収集しない。収集する場合は厳選する。

カ) 収集する図書の点数は原則1点とする。

3-2 児童図書

ア) 県内市町図書館、学校図書館等における子どもの読書活動推進支援の観点から、可能な限り新刊全点収集する。

イ) 児童文学、児童文化研究に資する専門書と参考図書は、利用対象が児童でなくても児童図書として重点的に収集する。

ウ) 学習参考書、各種試験問題集、漫画本及び形態上利用保存に適さないものは原則収集しない。収集する場合は厳選する。

エ) 収集する図書の点数は原則1点とする。

3-3 地域資料

ア) 地域資料に該当する資料は、小冊子、パンフレット類、逐次刊行物を含め、その形態に関わらず網羅的に収集する。地域資料の定義については別に定める。

イ) 入手不可能な資料は、積極的に複製等の方法で収集する。

ウ) 地域に関わる二次資料類（記事情報、人物情報、書誌情報、索引情報など）の収集・作成に努める。

エ) 収集する資料の点数は、2点ないし3点とする。（うち、1点を一般図書等としての利用に供することも考慮する。）

3-4 外国語図書

ア) 英語で書かれた図書を中心に収集するが、その他のものであっても、主要言語で書かれた図書は収集対象とする。

イ) 日本に関する図書、日本文化を紹介した図書、日本文学を翻訳した図書は積極的に収集する。

ウ) 一般図書、参考図書は、基本的な図書、実用書、小説等を中心に収集する。

エ) 児童図書は各国で評価の高いものをできるかぎり収集する。

オ) 収集する図書の点数は原則1点とする。

3-5 逐次刊行物

3-5-1 新聞

ア) 全国紙、関係するブロック紙を収集する。また、地域に関わるローカル紙は積極的に収集する。

イ) 専門紙、業界紙、団体紙は各分野の主要なものを厳選して収集する。

ウ) スポーツ紙、児童紙、外国語新聞は代表的なものを収集する。

3-5-2 雑誌

ア) 主要な総合雑誌、各分野の主要な専門雑誌、学会誌、協会誌、技報などを中心に収集する。

イ) 地域にて刊行された雑誌は積極的に収集する。

ウ) 外国語雑誌は主要な言語の代表的なものを収集する。

エ) 趣味・娯楽雑誌は市町図書館の所蔵状況を確認のうえ、厳選して収集する。

3-6 マイクロ資料

通常の印刷資料としては入手困難なもの、あるいは利用と保存の上でより効果的、効率的なものを収集する。

3-7 映像・音声資料

地域資料を中心に印刷資料を伴わない単体であっても貴重なものは収集する。

3-8 電子資料とネットワーク系資料

ア) 電子資料については、通常の印刷・書写資料としては入手困難なもの、あるいは利用と保存の上で、図書等の紙媒体より効果的、効率的な場合これを収集する。ただし三重県に関するものはこの限りでない。

イ) ネットワーク系資料は、検索の利便性、効率を考慮し、調査研究及びレファレンスに有用なものを厳選してその環境を整備する。

4 留意事項

4-1 一般寄贈資料については、上記の方針に準拠する。

4-2 まとまった資料群としての寄贈資料の受入は、内容を吟味のうえ、その配架・利用方法も含め、適宜対応を検討する。

4-3 司書の配置される県内学校図書館からのリクエストを重視して、学校図書館支援のための資料収集にも留意する。